

議案第 75 号

小田原市生きがいふれあいセンター条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から生きがいふれあいセンターの使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分		午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 3 時	午後 3 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 9 時 3 0 分
		円	円	円	円	円	円	円
工芸室		1,000 (900)	650 (550)	650 (550)	1,200 (1,000)	2,600 (2,200)	2,800 (2,400)	4,200 (3,500)
炉室		250 (200)	200 (150)	200 (150)	250 (200)	600 (500)	600 (500)	800 (700)
第 1 技能訓練室		2,000 (1,700)	1,300 (1,100)	1,300 (1,100)	2,400 (2,000)	5,200 (4,400)	5,600 (4,700)	8,200 (6,900)
第 2 技能訓練室		800 (700)	500 (450)	500 (450)	950 (800)	2,100 (1,800)	2,200 (1,900)	3,300 (2,800)
第 3 技能訓練室		800 (700)	500 (450)	500 (450)	950 (800)	2,100 (1,800)	2,200 (1,900)	3,300 (2,800)
体育室		2,200 (1,900)	1,500 (1,250)	1,500 (1,250)	2,600 (2,200)	5,800 (4,900)	6,200 (5,200)	9,100 (7,600)
トレーニング ルーム		1,000 (900)	650 (550)	650 (550)	1,200 (1,000)	2,600 (2,200)	2,800 (2,400)	4,200 (3,500)
第 1 講習室		1,200 (1,000)	800 (700)	800 (700)	1,400 (1,200)	3,200 (2,700)	3,400 (2,900)	5,000 (4,200)
第 2 講習室		600 (500)	400 (350)	400 (350)	700 (600)	1,600 (1,400)	1,800 (1,500)	2,500 (2,100)
第 3 講習室		600 (500)	400 (350)	400 (350)	700 (600)	1,600 (1,400)	1,800 (1,500)	2,500 (2,100)
第 4 講習室		600 (500)	400 (350)	400 (350)	700 (600)	1,600 (1,400)	1,800 (1,500)	2,500 (2,100)
会議室		1,200 (1,000)	800 (700)	800 (700)	1,400 (1,200)	3,200 (2,700)	3,400 (2,900)	5,000 (4,200)
和室	2 室に仕 切って使 用する場 合（1 室 につき）	600 (500)	350 (300)	350 (300)	600 (500)	1,300 (1,100)	1,400 (1,200)	2,100 (1,800)
	上記以外 の場合	1,200 (1,000)	700 (600)	700 (600)	1,200 (1,000)	2,600 (2,200)	2,800 (2,400)	4,200 (3,600)

茶室	450 (400)	300 (250)	300 (250)	450 (400)	1,000 (900)	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)
----	--------------	--------------	--------------	--------------	----------------	------------------	------------------

[適用]

令和9年4月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用